

令和5年度 瑞浪市地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、瑞浪市地域公共交通協議会(以下「発注者」という。)が実施する「令和5年度 瑞浪市地域公共交通計画策定支援業務」(以下「本業務」という。)に関し、受託者(以下「受注者」という。)が遵守しなければならない主な仕様を定めるものである。

(目的)

第2条 本業務は、令和2年11月に施行された「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく「地域公共交通計画」を策定するために、市民・利用者等の多様な移動ニーズや利用実態を把握・評価した上で、本市における地域公共交通の課題を整理し、地域公共交通計画(以下、「計画」という。)を策定するために必要な地域公共交通の目指す将来像、計画の基本方針、計画の基本目標等の設定、目標を達成するために行う事業及び、その実施主体等を検討し、計画書のとりまとめを行うことを目的とする。

(業務場所)

第3条 本業務における業務場所は、瑞浪市全域とする。

(監督員の指示及び疑義)

第4条 受注者は、本業務実施にあたり、本仕様書及び本市監督員の指示に従わなければならない。ただし、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者の協議の上、決定するものとする。

(業務計画)

第5条 受注者は、契約締結後速やかに、発注者と十分な打合せを行い、次の各号に掲げる書類を発注者に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者届及び照査技術者届(経歴証明書及び保有資格証明書)
- (4) 業務計画書
- (5) その他発注者が必要と認める書類

(個人情報取扱い)

第6条 受注者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害しないようその内容の保護に努めなければならない。

(工期)

第7条 本業務の工期は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

(成果品の納入場所)

第8条 本業務成果品は、瑞浪市経済部商工課へ納入するものとする。

(完了検査及び支払い方法)

第9条 受注者は、業務完了報告書、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けなければならない。受注者は、検査に合格した時は、代金の支払いを請求し、発注者は、請求を受けた日から30日以内に一括して委託料を支払うものとする。

(成果品の帰属等)

第10条 成果品の帰属等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者が業務の実施にあたって作成又は収集した資料、情報、成果物等はすべて発注者に帰属し、受注者は発注者の承認を得ることなく、他に公表、提供又は貸与してはならない。
- (2) 発注者は、契約書に定められた業務履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果物の提出を求めることができる。
- (3) 受注者は、成果物等が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (4) 受注者は、納入した成果物等に遺漏等が発見された場合は、すべて受注者の責任において速やかに訂正等を行うものとする。

(瑕疵等)

第11条 受注者は、本業務完了後であっても、受注者の瑕疵等に起因する不良な個所が発見された場合、速やかに発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

(資料の貸与)

第12条 本業務遂行に必要とする、発注者が所有する資料を受注者の請求によって貸与

するものとする。

(委託の禁止)

第 13 条 受注者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし簡易な業務や専門外の業務にかかる部分について、あらかじめ受注者の承諾を得たものについては、この限りではない。また、受注者は、上記ただし書きの再委託をする場合にあっては、再委託先に対し業務について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(協議報告書)

第 14 条 受注者は、業務の実施にあたり、常に発注者と密接な連絡を取り、作業上の打合せ事項については、協議報告書または打合せ記録を作成するとともに、発注者に作業の進捗状況を報告するものとする。

(守秘義務)

第 15 条 受注者は、この業務契約により知り得た全ての情報を他に漏らしてはいけない。業務期間終了後又は、解除後も同様とする。

2 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に係る内容を全て複写又は複製してはならない。

(事故発生時の対応)

第 16 条 受注者は、情報の滅失、毀損等の事故が発生した場合、速やかに発注者にその経緯と状況について書面をもって報告するとともに、対応マニュアルを作成し改善策を講じなければならない。

2 受注者は、情報の滅失、毀損等の事故により発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべきものについては、この限りではない。

(疑義)

第 17 条 この仕様書に疑義が生じたとき、あるいは仕様書に定めのない事項については発注者と協議のうえ履行する。

第2章 業務内容

(業務概要)

第18条 本業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 瑞浪市の地域概況

(1) 地域特性の把握

交通需要が発生する背景となる瑞浪市人口推移、集積等の都市機能特性を把握するとともに、主要施設の立地状況等の都市構造特性を把握する。

(2) 上位・関連計画の整理

本市総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画及び公共交通関連計画を整理し、瑞浪市が目指す将来像及び公共交通に関する基本方針を整理する。

2. 交通の現状

(1) 公共交通のサービス水準の整理

市内を運行する公共交通路線の運行状況及び提供されるサービス水準を整理する。

(2) 公共交通の利用状況

市内を運行する公共交通路線の利用状況について、路線変遷（路線新設、変更、廃止等）と合わせて整理する。

(3) バス事業の実態整理

市内を運行する公共交通路線の運行に係る経費及び内訳となる国、県補助金、市負担金、収支率等を整理する。

(4) その他交通資源の整理

スクールバス、学園台シャトルバス、タクシー等の様々な地域交通についての利用状況を整理する。

3. 市民ニーズ等の把握

(1) 市民アンケート調査

市民の日常的な移動実態を把握するとともに、瑞浪市における地域交通の役割や利用が可能となる条件、利用促進に向けたアイデアなど、今後の瑞浪市の地域交通のあり方の検討につながる調査票を設計し、郵送方式によるアンケート調査を実施する。調査は、発注者が無作為に抽出した15歳以上の市民1,000人を対象とする。

発注者は宛名シールの印刷及び発送用封筒の提供を行い、受注者は宛名シール

台紙及び返信用封筒の準備、調査票の作成、印刷、封入、発送を行う。また、調査票の返送先は受注者宛とし、受注者にて回収、集計、分析、とりまとめを行う。

なお、回答票数は 500 票（回収率 50%）を想定する。

（２）バス利用実態調査

コミュニティバスの利用者を対象に、乗降バス停、利用目的、頻度等の利用実態や、満足度、重要度、改善点等の意向を把握するため、利用者に対しヒアリング調査を実施する。

合わせて、コミュニティバスの路線別、便別のバス停間OD、利用者属性、利用特性を把握するため、バス乗降調査を実施し、その結果について集計、分析を行う。

調査対象は、コミュニティバス 9 路線の平日 1 日、休日 1 日（瑞浪中央線及び山田線のみ）の全便全利用者、及び路線バス 2 路線（明智線及び瑞浪＝駄知＝多治見線）の平日 1 日、休日 1 日の抽出便利用者とする。

なお、回答票数は、コミュニティバスは 200 票、路線バスは 200 票を想定する。

また、発注者が実施するコミュニティバスの無料キャンペーン時（9 月を予定）に乗降調査等を行い、その結果の検証を行う。

（３）いこ Car（デマンド交通）実態調査

発注者より貸与される「いこ Car（デマンド交通）」の利用者を対象とした、実態調査データ、及び利用者意向調査結果を基に、利用特性等を把握する。

また、発注者がデマンド交通の登録者にデマンド交通回数券の無料配布を行い、利用促進を図るため、その効果を分析し、利用状況等の結果の検証を行う。

※配布された回数券の利用期間は 6 月から 9 月を予定する。

（４）各種事業者ヒアリング

交通事業者、福祉等関係団体、及び教育関係団体等にヒアリング調査を実施し、各団体の地域公共交通に対するニーズを把握する。

（５）住民懇談会の開催支援

地域の公共交通に対する住民の声を聞く場として、懇談会等を開催する。受注者は、懇談会資料の作成、当日会議の運営、結果のとりまとめを行う。なお、地域懇談会の開催数は、8 地区各 1 回以上の開催とする。

（６）その他の実態調査等

上記以外に発注者が指示する実態調査等について、検証・分析を行う。

4. 地域交通の課題の整理とその対応

地域特性と地域交通の現状整理結果及び各種ニーズ調査結果を踏まえ、現行の「瑞浪市地域公共交通総合連携計画」の評価・分析を行ったうえで、本市におけるまちづくりや観光等と連携した持続可能な交通ネットワーク形成を行う上での課題を整理するとともに、地域交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通等の運営・運行体制の方針等を定め、それに基づく定量的な目標（数値目標・評価指標等）を設定する。

なお、上記の課題整理に対応するため、既存の地域交通に対して、Maas や AI オンデマンド交通サービスといった地域公共交通 DX の導入を検討する。

5. 地域公共交通計画案の策定

受注者は、上記で整理した地域公共交通の課題を踏まえ、以下に記載された事項を盛り込んだ「瑞浪市地域公共交通計画（案）」を検討、策定し、その後に発注者が実施するパブリックコメントの支援を行う。

＜瑞浪市地域公共交通計画（案）に盛り込むべき事項＞

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条第 2 項及び同条第 3 項第 2 号に掲げる事項
- ・地域公共交通 DX の導入に関する事項

6. 地域公共交通協議会の運営支援

地域公共交通協議会の開催に必要な資料作成や、協議会への出席、議事録の作成を行う。なお、地域公共交通協議会の開催は 5 回を予定する。

7. 打合せ

打合せは、業務着手時、中間時 2 回、成果品納入時の計 4 回行うことを原則とするが、業務実施上に、疑義が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議する。

第3章 成果品

(成果品)

第19条 本業務の成果品は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域公共交通計画案 (A4版、PC出力原稿一式、Word等データ一式)
- (2) 市民アンケート調査結果 (A4版、PC出力原稿一式、Word等データ一式)
- (3) バス利用実態調査結果 (A4版、PC出力原稿一式、Word等データ一式)
- (4) いこCar(デマンド交通)実態調査結果 (A4版、PC出力原稿一式、Word等データ一式)
- (5) 各種事業者ヒアリング結果 (A4版、PC出力原稿一式、Word等データ一式)
- (6) 住民懇談会の開催支援結果 (A4版、PC出力原稿一式、Word等データ一式)
- (7) その他、本市監督員が必要と認めたもの 一式

以上